

片瀬地区自主防災協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、片瀬地区自主防災協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、片瀬地区住民の自主的な防災活動を円滑に推進するため、地区内の自主防災組織の相互交流及び情報交換を図るとともに、行政機関及びその他関係機関の協力を得て、地震その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及及び啓蒙に関すること
- (2) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (3) 地区防災力向上施策の検討に関すること
- (4) 片瀬地区総合防災訓練に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、片瀬地区自治町内会連絡協議会（以下「自治連」という。）を構成する自治町内会の自主防災会長及び防災担当者1人（以下「会員」という。）をもって組織する。ただし、複数の自治町内会による自主防災会が組織されている場合においては、当該組織の会長及び防災担当者をもって代えることができる。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 会 計 1 人
- (4) 監 事 2 人
- (5) 理 事 6 人

(役員を選出方法及び任期)

第6条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長及びその他の役員は、会員の中から選出し、総会において決定する。
- (2) 補充により選出する場合において、前号を準用する。
- (3) 前号の場合において、役員会において選出するものとし、直近の総会において報告し、承認を受けなければならない。

2 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。
- (3) 会計は、会計事務を処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 理事は、前各号に掲げる以外の職務を行う。

(会 議)

- 第8条 会議は、総会、役員会及び全体会とする。ただし、必要に応じて臨時会を開催することができる。
- 2 会議は、次のとおり開催する。
- (1) 総会は、年1回開催する。
- (2) 役員会及び全体会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 会議は、会員の過半数の出席により成立する。
- 5 議事は、出席会員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

- 第9条 総会は、会員全員をもって構成し、次のことを議決又は承認する。
- (1) 規約の制定及び改正に関すること
- (2) 事業計画及び予算の議決に関すること
- (3) 事業報告及び決算の承認に関すること
- (4) 役員決定及び補充により選出された役員の承認に関すること
- (5) その他総会が必要と認める事項

(役員会)

- 第10条 役員会は、次のことを審議する。
- (1) 総会の議決事項に関すること
- (2) その他役員会が必要と認める事項

(全体会)

- 第11条 全体会は、役員会が必要と認める事項を審議する。

(専決事項)

- 第12条 会長は、緊急又は軽易な事項について、専決処分することができる。この場合において、直近の総会において報告しなければならない。

(経 費)

- 第13条 本会の運営に要する経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務所)

- 第15条 本会の事務を行うため、事務所を片瀬市民センター内に置く。
- 2 事務局長は、藤沢市役所片瀬市民センター長をもって充てる。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年 5月15日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成20年 4月17日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成21年 4月17日から施行する。任期については、第6条第2項第2号を準用する。

(施行期日)

この規約は、平成23年 4月15日から施行する。